

茨城県における未収金縮減に向けた取り組みについて

平成29年2月21日（火）
公金の債権回収業務に関する法務研修

総務部行財政改革・地方分権推進室

1 茨城県の未収金の推移

- ▶ ○ 平成27年度決算における未収金の構成割合は、概ね県税が54%、税外のうち一般会計が10%、特別会計が34%、企業会計が2%
- ▶ ○ 未収金全体としては、平成22年度の約209億円をピークに減少傾向

（単位：億円）

		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
県税		154	140	125	112	95	76
税 外	一般会計（税外）	14	22	19	18	15	14
	特別会計	38	42	44	47	47	47
	企業会計	3	3	3	3	3	3
	小 計	55	67	66	68	65	64
計		209	207	191	180	160	140
対前年度増減		+4	▲1	▲16	▲11	▲20	▲20

※四捨五入計算により概数

2-1 茨城県の未収金の状況 ①(県税)

- ▶ ○平成23年度以降、県税徴収率は5年連続で改善。未収税額も減少。
- ▶ ○未収税額の税目ごとの構成割合は、個人県民税75%、自動車税15%

県税徴収率	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
全国平均	96.0%	96.2%	96.5%	96.9%	97.4%	98.1%
対前年比	-0.1%	+0.2%	+0.3%	+0.4%	+0.5%	+0.7%
茨城県(全体)	95.0%	95.3%	95.9%	96.2%	96.8%	97.7%
対前年比	-0.3%	+0.3%	+0.6%	+0.3%	+0.6%	+0.9%

(単位：億円)

未収税額	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
個人県民税	104	99	92	84	71	57
自動車税	29	26	22	18	14	11
その他	21	15	11	10	10	8
合計	154	140	125	112	95	76

2-2 茨城県の未収金の状況 ②(税外)

- ▶ ○税外未収金は、平成26年度、平成27年度と2年連続で改善。
- ▶ ○平成27年度において、未収金の構成割合は、中小企業高度化資金貸付金・利子が6割を占める状況となっている。

(単位：億円)

主な税外未収債権	H25年度	H26年度	H27年度
中小企業高度化資金貸付金・利子	40	40	40
県営住宅使用料等	4	4	4
個人医業未収金	3	3	3
不法投棄等撤去代執行経費	2	2	2
高等学校等奨学金	1	1	1
その他	18	15	14
税外未収金 合計	68	65	64

3 茨城県の未収金対策関係取組目標

- ▶ ○ 第6次茨城県行財政改革大綱（推進期間：平成24年度～28年度）において、次の目標を掲げて各種取り組みを推進

▶ （1）県税関係

- ・平成24年度から平成28年度の5年間で、県税徴収率を全国上位水準（96.9%）に引き上げる。（H22：95.8%）

■平成27年度実績：97.7%

▶ （2）税外未収金関係

- ・平成24年度から平成28年度の5年間で、過年度分の未収金を20億円回収する。（H22：3.8億円）

■平成27年度末実績：21.5億円回収（4年間）

4-1 県税の徴収対策

（1）目標による進行管理

- ・総務部内に「県税徴収率向上対策本部」を設置し、県全体及び県税事務所ごとの目標設定と進行管理を実施
- ・県税事務所に「滞納整理検討会議」を設置し、事務所ごとの進行管理を実施

（2）効率的な滞納整理体制の構築

- ・全税目の滞納事案を対象とした地区分担制を基本とする滞納整理の実施
- ・嘱託職員を配置し、滞納事案の初期整理（文書・電話催告、財産調査）を集中的・効率的に実施

（3）差押えを中心とした強い姿勢での滞納整理

- ・工程に従った積極的な滞納整理（工程：文書催告→電話催告→財産調査→納税交渉→差押・公売）
- ・現年課税分滞納整理の早期着手の徹底
- ・給与、預貯金、生命保険等の債権差押の強化
- ・インターネット公売の実施

4-2 税外未収金の縮減対策

(1) 未収債権対策連絡会議の開催（H19年～）

- ・未収金の縮減等に向け、関係課間の連携を図り、全庁的な取組を推進することを目的として設置。毎年度、各課の未収債権の取組の現状と今後の対応について、意見交換（構成課は未収金を有する課：H28年度は27課、H28.8.19開催）

(2) 未収債権回収強化検討会の開催

- ・各所属の適正な債権管理のために、公金の債権回収業務に関する法令と実務研修等の研修会を開催。講師は、弁護士・債権回収会社等で、平成28年度はH28.5.26開催



(3) 「債権管理の基本について」を作成（H21年～）

- ・債権管理全般に関する基本的事項を整理し、各課の債権管理やマニュアル等を整備する際の基本となる手引きを作成（随時改定）
- ・各所属においても、マニュアル等を整備し、適切な債権管理・回収を実施



4-2 税外未収金の縮減対策

(4) 債権回収会社への回収業務委託

- ・債権回収会社（サービサー）と連携して回収業務委託を促進（平成28年度委託債権：県営住宅使用料ほか、5債権）

(5) 弁護士への法務相談等

- ・年に数回、県顧問弁護士等への法務相談等を実施

(6) 支払督促制度等の法的措置の活用

- ・滞納事案について、状況に応じて、支払督促制度の活用や、訴えの提起、即決和解などを実施。（平成28年第1回定例会報告：訴えの提起：1件、和解：25件）



4-2 税外未収金の縮減対策

(7) 「時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」策定（平成24年度）

- ・時効期間を経過した私債権について，議会に権利の放棄の議案を提出，又は知事が専決処分により権利を放棄するための判断基準を策定
「平成28年第1回定例会：議案7件，専決報告27件」

(8) 「税外未収債権縮減への取組みについて情報公開」（H28.4～）

- ・本県の税外収入未済額についての取組状況を行財政改革・地方分権推進室ホームページで公開

5 債権回収会社と連携した取組状況

県営住宅使用料をはじめ，現在，5つの債権で債権回収会社（サービサー）を活用

科目名	担当課	回収額 (H27実績)
県営住宅使用料	住宅課	1,422千円
母子・父子・寡婦福祉貸付金	子ども家庭課	2,859千円
看護師等修学資金貸付金	医療対策課	378千円
病院診療費	経営管理課	5,625千円
奨学資金	高校教育課	8,492千円

6 税外未収金縮減のための各課の主な取組

【中小企業事業資金特別会計（高度化資金貸付金等）】（中小企業課）

- 回収増加を図るため、銀行ＯＢを嘱託職員に雇用し、巡回指導を実施
- 分納回収を行っている貸付先や連帯保証人に対して、毎年度１回以上の財務状況に応じた分納額の見直し
- 経営改善を図るため、中小企業診断士等の外部専門家による経営指導

【県営住宅使用料】（住宅課）

- 納期限内納入意識の向上を図るため、初期滞納者（３ヶ月未納者）に対し、電話催告及び滞納の原因を把握しての納入指導実施
- 納入指導員による臨戸訪問指導

【病院事業会計：診療費】（病院局）

- クレジットカードでの支払い、救急センターにおける24時間会計の実施
- 入院会計（又は、分納誓約）確認後の退院許可
- 県外居住者へのコンビニ納付実施



7 税外未収金の権利放棄等の状況

時効期間を経過した私債権について、議会に権利の放棄の議案を提出、又は知事が専決処分により権利を放棄する判断基準を策定し、対策を実施。
(H23年度の包括外部監査の指摘を踏まえ策定)

	金額（千円）	件数	主な該当基準	主な債権名
H24年度	24,848	37	所在不明，法人不存在，債務者死亡	中小企業設備近代化資金貸付金 病院事業会計医業未収金
H25年度	14,818	40	所在不明，法人不存在，少額	中小企業設備近代化資金貸付金 病院事業会計医業未収金
H26年度	7,001	50	所在不明，無資力，相続人死亡，少額	中小企業設備近代化資金貸付金 病院事業会計医業未収金 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
H27年度	8,766	34	所在不明，法人不存在，無資力，相続人死亡，少額	中小企業設備近代化資金貸付金 病院事業会計医業未収金



8 住宅課と弁護士が連携した取組状況

(1) 県住宅課

- ・サービサーを活用しても、効果がないものについて債権を整理

(2) 弁護士

- ・弁護士から催告書の送付，弁護士による納付相談会の実施

(3) 県住宅課

- ・弁護士からの催告等により，分納申し出のあった債権について納付指導を実施



9 税外未収金 今後の取組

○第7次行財政改革大綱中間とりまとめから

- ・未収債権対策連絡会議を中心として全庁を挙げた取組
 - * 現在の取り組みの継続・充実（体制・予算確保）
- ・法的措置も含めた効果的・効率的な回収方策の実施
 - * 外部専門家との連携による回収事務等の効率化等
- ・回収困難な債権の放棄等
 - * 不要な管理コストの発生・拡大防止

